

石川県公報

平成 30 年 10 月 30 日

第 1 3 1 5 2 号 (火曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜 発行

目 次

告 示		○県道の区域の変更 (道路整備課) 8
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課) 1		○県道の供用の開始 (同) 8
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同) 1		○道路の占用を制限する区域の指定 (同) 8
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称等の変更の届出 (同) 2		○電線共同溝を整備すべき道路の指定 (同) 9
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更の届出 (同) 2		公 告
○生活保護法に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同) 3		○第68回石川県准看護師試験公告 (医療対策課) 9
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同) 3		○石川県立中央病院医療器械保守管理支援業務委託に係る企画提案の募集公告 (同) 9
○休猟区の指定 (自然環境課) 3		○平成30年度毒物劇物取扱者試験公告 (薬事衛生課) 10
○特例休猟区の指定 (同) 4		○農用地利用配分計画の認可公告 (農業政策課) 11
○特定猟具使用禁止区域の指定 (同) 4		○道路の位置の指定公告 (建築住宅課) 11
		○政府調達に関する協定に係る入札公告 (教育委員会事務局) 11
		人事委員会
		○一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則 13
		○公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 13

告 示

石川県告示第454号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年10月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
笹谷歯科医院	輪島市河井町3部167番地	平成30年8月1日
白帆台プラス薬局	河北郡内灘町白帆台2丁目1番	平成30年9月1日
トマト薬局	輪島市門前町本市22-1	〃
あいの風薬局	鳳珠郡能登町字宇出津山分2字19番3	〃
内灘ラン薬局	河北郡内灘町ハマナス2丁目37番地	〃
クスリのアオキ北浅井薬局	小松市北浅井町ち26番地1	平成30年9月3日
横山内科医院	七尾市御祓町子3番4	平成30年9月27日
つねファミリークリニック	河北郡内灘町白帆台2丁目1番	平成30年10月1日
伊藤歯科医院	小松市日の出町三丁目181番地	〃
てまり新田薬局	白山市新田町217番1	〃

石川県告示第455号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律

(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年10月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
笹谷歯科医院	輪島市河井町3部167番地	平成30年8月1日
白帆台プラス薬局	河北郡内灘町白帆台2丁目1番	平成30年9月1日
トマト薬局	輪島市門前町本市22-1	〃
あいの風薬局	鳳珠郡能登町字出津山分2字19番3	〃
内灘ラン薬局	河北郡内灘町ハマナス2丁目37番地	〃
クスリのアオキ北浅井薬局	小松市北浅井町ち26番地1	平成30年9月3日
横山内科医院	七尾市御祓町子3番4	平成30年9月27日
つねファミリークリニック	河北郡内灘町白帆台2丁目1番	平成30年10月1日
伊藤歯科医院	小松市日の出町三丁目181番地	〃
てまり新田薬局	白山市新田町217番1	〃

石川県告示第456号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり名称等を変更した旨の届出があった。

平成30年10月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者名称	事 業 所		変 更 年月日
	名 称	所 在 地	
医療法人社団 よこやま	新 横山皮膚科医院	七尾市御祓町ホ部6の10	平成29年 11月1日
	旧 横山内科皮膚科医院		
一般社団法人 石川県医療在宅ケア事業団	野々市訪問看護ステーション	新 野々市市野代2丁目145番地2	平成30年 8月20日
		旧 野々市市野代1丁目20 クリエースト102	
	志賀訪問看護ステーション	新 羽咋郡志賀町西山台1丁目1番地	
		旧 羽咋郡志賀町高浜町カの1番地1	

石川県告示第457号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり名称等を変更した旨の届出があった。

平成30年10月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者名称	事 業 所		変 更 年月日
	名 称	所 在 地	
医療法人社団 よこやま	新 横山皮膚科医院	七尾市御祓町ホ部6の10	平成29年 11月1日
	旧 横山内科皮膚科医院		
一般社団法人 石川県医療在宅ケア事業団	野々市訪問看護ステーション	新 野々市市野代2丁目145番地2	平成30年 8月20日
		旧 野々市市野代1丁目20 クリエースト102	
	志賀訪問看護ステーション	新 羽咋郡志賀町西山台1丁目1番地	
		旧 羽咋郡志賀町高浜町カの1番地1	

石川県告示第458号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成30年10月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
横山皮膚科医院	七尾市御祓町ホ部6の10	平成30年4月30日
笹谷歯科医院	輪島市河井町3部167番地	平成30年7月31日
永田医院	加賀市山代温泉北部3丁目45	平成30年8月31日
トマト薬局	輪島市門前町本市22-1	〃
チューリップ宇出津薬局	鳳珠郡能登町宇出津山分2字19番3	〃
クスリのアオキ北浅井薬局	小松市北浅井町ち27番地2	平成30年9月2日
稲坂内科医院	加賀市大聖寺仲町23番地	平成30年9月30日
高田薬局	羽咋市川原町テ61-1	〃

石川県告示第459号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成30年10月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
横山皮膚科医院	七尾市御祓町ホ部6の10	平成30年4月30日
笹谷歯科医院	輪島市河井町3部167番地	平成30年7月31日
永田医院	加賀市山代温泉北部3丁目45	平成30年8月31日
トマト薬局	輪島市門前町本市22-1	〃
チューリップ宇出津薬局	鳳珠郡能登町宇出津山分2字19番3	〃
クスリのアオキ北浅井薬局	小松市北浅井町ち27番地2	平成30年9月2日
稲坂内科医院	加賀市大聖寺仲町23番地	平成30年9月30日
高田薬局	羽咋市川原町テ61-1	〃

石川県告示第460号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、次のとおり休猟区を指定した。

平成30年10月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 名称
稗造休猟区
- 2 区域

志賀町東小室地内の広域農道と主要地方道富来中島線（県道23号線）の交点を起点とし、同所から同広域農道を北北西へ進み町道大鳥居線との交点に至り、同所から同町道を北北東に進み輪島市との行政界に至り、同所から同行政界を北東へ進み公益財団法人石川県林業公社作業路阿川1号線との交点に至り、同所から同作業路を南へ進み林道阿川線との交点に至り、同所から同林道を南に進み町道三像線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み主要地方道輪島富来線（県道51号線）との交点に至り、同所から同主要地方道を南西に進み主要地方道富来中島線（県道23号線）との交点に至り、同所から同主要地方道を西南西に進み起点に至る線に囲まれた区域

- 3 面積

1,990ヘクタール

4 存続期間

平成30年11月1日から平成33年10月31日まで

石川県告示第461号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第1項の規定により、次のとおり特定鳥獣（イノシシ・ニホンジカ）に関し、捕獲等を行うことができる区域として指定した。

平成30年10月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 名称

稗造特例休猟区

2 区域

志賀町東小室地内の広域農道と主要地方道富来中島線（県道23号線）の交点を起点とし、同所から同広域農道を北北西へ進み町道大鳥居線との交点に至り、同所から同町道を北北東に進み輪島市との行政界に至り、同所から同行政界を北東へ進み公益財団法人石川県林業公社作業路阿川1号線との交点に至り、同所から同作業路を南へ進み林道阿川線との交点に至り、同所から同林道を南に進み町道三像線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み主要地方道輪島富来線（県道51号線）との交点に至り、同所から同主要地方道を南西に進み主要地方道富来中島線（県道23号線）との交点に至り、同所から同主要地方道を西南西に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

1,990ヘクタール

4 存続期間

平成30年11月1日から平成33年10月31日まで

石川県告示第462号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

平成30年10月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 名称

新保特定猟具使用禁止区域

2 区域

加賀市伊切町地内の新堀川右岸の海岸汀線を起点とし、海岸汀線沿いに北東に進み加賀市と小松市との行政区界に至り、同所から同行政区界を南東に進み一般県道潮津串線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み一般県道新保矢田野線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み市道C第51号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道C第461号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み新堀川に至り、同所から同川右岸沿いに北西に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

578ヘクタール

4 存続期間

平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

1 名称

勅使特定猟具使用禁止区域

2 区域

加賀市勅使町地内の市道B429号線と市道B147号線との交点を起点とし、同所から同市道を東に進み矢田野用水との交点に至り、同所から同用水を北東に進み市道B150号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み宇谷

野工業団地管理用道との交点に至り、同所から同管理用道を南に進み同管理用道が東に曲がる地点から谷沿いに南南西に進み動橋川との交点に至り、同所から同川右岸を北西に進み市道B429号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

5ヘクタール

4 存続期間

平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

1 名称

徳久特定猟具使用禁止区域

2 区域

能美市高座町地内の主要地方道小松鶴来線と市道高座3号線との交点を起点とし、同所から同市道を北北西に進み西山山沿いの農道との交点に至り、同所から同農道を北西に進み農道秋常9号線との交点に至り、同所から同農道を南西に進み県道松任寺井線との交点に至り、同所から同県道を北に進み宮竹用水支流との交点に至り、同所から同用水支流を北東に進み県道徳久栗生線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み主要地方道小松鶴来線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

28ヘクタール

4 存続期間

平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

1 名称

大日川特定猟具使用禁止区域

2 区域

白山市上野町地内の主要地方道小松鳥越鶴来線と市道釜清水上野線との交点を起点とし、同所から同市道を南東に進み市道釜清水河合線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み一般国道360号との交点に至り、同所から同国道を南西に進み釜清水隧道を経て主要地方道小松鳥越鶴来線との交点に至り、同所から同主要地方道を南に進み市道神子清水五十谷線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み堂川との交点に至り、同所から同川の左岸を下流に進み大日川との交点に至り、同所から同川の左岸を下流に進み同市出合町地内の大日川第二発電所鳥越分室に至り、同所から市道発電管理所線を北に進み市道別宮下出合線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み一般県道布橋出合線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み一般国道360号との交点に至り、同所から同国道を北西に進み市道三坂1号との交点に至り、同所から同市道を北東に進み主要地方道小松鳥越鶴来線との交点に至り、同所から同主要地方道を北東に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

212ヘクタール

4 存続期間

平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

1 名称

山田堤特定猟具使用禁止区域

2 区域

金沢市塚崎町地内の山田堤の水面及びその周囲50mの区域

- 3 面積
6ヘクタール
- 4 存続期間
平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
- 5 禁止に係る特定猟具の種類
銃器

-
- 1 名称
堀松特定猟具使用禁止区域

- 2 区域
羽咋郡志賀町堀松地内の米町川橋右岸を起点とし、同所から米町川右岸を下流に進み海岸汀線との交点に至り、同所から同海岸汀線を北西に進み町道町海岸線との交点に至り、同所から同町道を北に進み町道川尻上野線との交点に至り、同所から同町道を西に進み町道町火葬場線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み主要地方道志賀富来線との交点に至り、同所から同主要地方道を北西に進み町道志賀の郷線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み一般国道249号との交点に至り、同所から同国道を南に進み起点に至る線に囲まれた区域

- 3 面積
437ヘクタール
- 4 存続期間
平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
- 5 禁止に係る特定猟具の種類
銃器

-
- 1 名称
七尾南湾特定猟具使用禁止区域

- 2 区域
七尾市屏風岬南端を起点とし、同所から満潮時海岸線に沿い北東に進み同市松鼻南東端に至り、同所から直線で南東に進み同市鵜浦町地内の観音崎に至り、同所から満潮時海岸線に沿い南西に進み七尾港を経て石崎町地内の屏風岬に至り、同所から直線で北東に進み起点に至る線に囲まれた区域

- 3 面積
3,880ヘクタール
- 4 存続期間
平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
- 5 禁止に係る特定猟具の種類
銃器

-
- 1 名称
米出特定猟具使用禁止区域

- 2 区域
羽咋郡宝達志水町北川尻地内の一般国道249号と町道北川尻1号線との交点を起点とし、同所から同町道を西北西に進み海岸汀線との交点に至り、同所から同海岸汀線を北北東に進み同町宿と同町敷浪との字界に至り、同所から同字界を東南東に進み一般国道249号との交点に至り、同所から同国道を南南西に進み起点に至る線に囲まれた区域

- 3 面積
732ヘクタール
- 4 存続期間
平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
- 5 禁止に係る特定猟具の種類
銃器

1 名称

七尾特定猟具使用禁止区域

2 区域

七尾市大田町(海門寺)地内の湾岸道路と一般県道庵鶴浦大田新線との交点を起点とし、同所から同県道を南西に進み一般国道160号との交点に至り、同所から同国道を南東に進み市道東湊62号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道矢田郷81号線を経由して市道徳田29号線に至り、同市道を南西に進み市道徳田20号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道徳田84号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み一般国道159号との交点に至り、同所から同国道を南西に進み市道徳田173号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み御被川との交点に至り、同所から同川を北に進み市道矢田郷210号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み主要地方道羽咋七尾線及び市道西湊77号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み一般国道249号と歩道との交点に至り、同所から同歩道を北東に進み西念寺を経て市道西湊3号線に接続し東に進みJR七尾線小島第1踏切に至り、同所からJR七尾線を南東に進み市道七尾西21号線の延長線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み途中市道七尾西24号線に接続し北東に進み市道七尾西1号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道西湊22号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み主要地方道七尾輪島線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み市道西湊27号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み七尾湾に至り、同所から同湾沿岸を東の方向に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

1,273ヘクタール

4 存続期間

平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

1 名称

保生池特定猟具使用禁止区域

2 区域

輪島市町野町金蔵地内の保生池の水面及びその周囲50mの区域

3 面積

3ヘクタール

4 存続期間

平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

1 名称

宮崎特定猟具使用禁止区域

2 区域

鳳珠郡能登町字九里川尻地内の九里川尻川の河口右岸を起点として、同所から海岸汀線を東に進み城ヶ崎を経由して白丸川の河口右岸との交点に至り、同所から主要地方道能都内浦線を西に進み下佐橋に至り、同所から九里川尻川右岸を下流に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

110ヘクタール

4 存続期間

平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

石川県告示第463号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。
 なお、その関係図面は、平成30年10月30日から同年11月13日まで縦覧に供する。

平成30年10月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
野々市鶴来線	野々市市新庄一丁目78番1地先から	旧	10.50~11.60	石川土木総合事務所維持管理課
	白山市熱野町ハ10番1地先まで	新	10.99~14.74	

石川県告示第464号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。
 なお、その関係図面は、平成30年10月30日から同年11月13日まで縦覧に供する。

平成30年10月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
日末村松線	小松市佐美町壬1番3地先から 小松市浜佐美町乙147番2地先まで	平成30年10月30日	南加賀土木総合事務所維持管理課
野々市鶴来線	野々市市新庄一丁目78番1地先から 白山市熱野町ハ10番1地先まで	〃	石川土木総合事務所維持管理課

石川県告示第465号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。
 なお、その関係図面は、平成30年10月30日から同年11月13日まで縦覧に供する。

平成30年10月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び関係図面の縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	関係図面の縦覧場所
県道	野々市鶴来線	野々市市新庄一丁目78番1地先から 白山市熱野町ハ10番1地先まで	石川土木総合事務所維持管理課

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成30年10月30日

石川県告示第466号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

平成30年10月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

道路の種類	路線名	区 間	指定年月日
国 道	359号	金沢市東山三丁目213番1地先から 金沢市森山一丁目101番地先までの上下線	平成30年10月30日

公 告

第68回石川県准看護師試験公告

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、第68回石川県准看護師試験を次のとおり実施する。

平成30年10月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 試験日

平成31年2月14日（木）

2 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

3 試験時間

午後1時から午後3時30分まで

4 試験場所

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県庁

5 出願に関する書類の受付期間

平成30年12月17日（月）から同月21日（金）までとする。郵送の場合は、同日まで（必着）に提出されたものに限って受け付ける。

6 出願に関する書類の請求及び提出先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県健康福祉部医療対策課管理・看護グループ

電話番号 076-225-1431（直通）

7 その他

この試験の詳細については、石川県健康福祉部医療対策課へ問い合わせること。

石川県立中央病院医療器械保守管理支援業務委託に係る企画提案の募集公告

次のとおり企画提案の募集を実施する。

平成30年10月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 委託業務の概要

(1) 委託業務名

石川県立中央病院医療器械保守管理支援業務

(2) 委託業務の内容

石川県立中央病院医療器械保守管理支援業務委託仕様書で指定する内容

(3) 委託期間

平成30年12月1日（土）から平成31年3月31日（日）まで

2 参加資格者

「石川県立中央病院医療器械保守管理支援業務委託企画提案募集要項」(以下「募集要項」という。)に示す参加資格を全て満たす者とする。

3 募集要項等の交付場所等

(1) 交付場所及び問合せ先

〒920-8530 金沢市鞍月東2丁目1番地

石川県立中央病院管理局用度課施設係 電話番号 076-238-7858

(2) 交付方法

(1)の交付場所において、書面により交付する。

(3) 交付期間

平成30年10月30日(火)から同年11月6日(火)までの午前9時から午後5時まで

4 企画提案書の提出場所等

(1) 提出場所

3(1)の交付場所と同じ

(2) 提出期限

平成30年11月13日(火)午後5時(必着)

(3) 提出方法

持参又は郵送

5 審査の方法

2の参加資格等を満たすと認められた者の提出した企画提案について、書面審査を実施し、委託候補者を選定する。

6 その他

(1) 提出された書類の作成及び提出に要する費用は、全て参加者の負担とする。

(2) 提出された書類は、提出期限後は返却しない。

(3) 提出された書類は、選定作業のため必要最小限の範囲で複写することがある。

(4) 提出された書類の機密保持には、十分に配慮する。

平成30年度毒物劇物取扱者試験公告

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第8条第1項第3号の規定により、平成30年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成30年10月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 試験の日時

平成31年2月5日(火)午後1時から午後4時30分まで

2 試験会場

金沢市鞍月2丁目1番地

石川県地場産業振興センター

3 出願に関する書類の受付期間

平成30年12月3日(月)から同月17日(月)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)

4 出願に関する書類の提出先

(1) 県内(金沢市を除く。)に居住する者

最寄りの石川県保健福祉センター又は石川県健康福祉部薬事衛生課

(2) 金沢市及び県外に居住する者

石川県健康福祉部薬事衛生課

5 その他

試験実施案内等の請求、詳細な点についての問合せ等は、最寄りの石川県保健福祉センター又は石川県健康福祉部薬事衛生課へすること。

農用地利用配分計画の認可公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成30年10月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
福田 眞良	能美市福岡町ハ107番地1	能美市福島町ろ42番ほか1筆
杉元 聡子	小松市波佐谷町カ138番地1	能美市金剛寺町44番ほか2筆
株式会社 北ファーム	金沢市宮保町イ4番地	金沢市福久町チ52番ほか79筆
大橋 俊治	羽咋郡宝達志水町吉野屋ヨ77番地1	羽咋郡宝達志水町吉野屋ろ4番1ほか159筆
農事組合法人 トミヨの里	羽咋郡志賀町末吉畷の8番地	羽咋郡志賀町末吉ア93番
農事組合法人 ダブルホース	鹿島郡中能登町西馬場ヤ部1番甲地	鹿島郡中能登町西馬場ネ59番ほか2筆
谷口 雅亮	鹿島郡中能登町小竹テ45番地	鹿島郡中能登町小竹ニ189番ほか2筆
株式会社 ミスズアグリ	長野県上高井郡小布施町大字小布施1912番地	鳳珠郡穴水町字旭ヶ丘ぬ3番

2 認可年月日

平成30年10月30日

道路の位置の指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成30年10月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
河北郡津幡町字能瀬ウ18番1	幅員 5.00m 延長 23.38m	河北郡津幡町字能瀬ニ18番地1 渡辺 勝治	平成30年10月16日

政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおりWTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける一般競争入札を実施する。

平成30年10月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達内容

(1) 購入件名及び数量

平成30年度石川県新図書館納入資料（図書） 一式

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期間

契約締結日から平成31年3月29日まで

(4) 納入場所

別途指定する場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、本体価格1,000円（消費税及び地方消費税額を加算していない額）の図書に対する納入価格（消費税及び地方消費税額を加算していない額で、円単位の整数とする。）を入札書に記載することとし、

入札書に記載された金額をもって落札価格とする。

2 競争入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成30年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(平成30年石川県告示第145号)に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、4(1)に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

- (3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
 - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、当該調達物品を迅速かつ確実に納入できることを証明する書類を平成30年11月26日(月)までに4(2)の提出場所に提出しなければならない。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

- (1) 競争入札参加者資格審査に関する事項の申請書の提出先及び問合せ先
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262
- (2) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒920-0964 金沢市本多町3丁目2番15号
石川県立図書館総務グループ 電話番号 076-223-9565
- (3) 入札説明書の交付方法
(2)の交付場所において交付
- (4) 入札書の受領期限
平成30年12月10日(月)午前11時(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(2)の提出場所とする。)
- (5) 開札の日時及び場所
平成30年12月10日(月)午後1時 石川県立図書館県民交流室

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 落札者の決定方法
石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最

低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無
無

(7) その他
詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

The material delivery business of Ishikawa Prefectural Library 1 set

(2) Delivery period

From the first day of contract through 29 March 2019

(3) Delivery place

To be specified later

(4) Time limit of tender

11:00 a.m. 10 December 2018

(5) Contact point for the notice

General Affairs Division of Ishikawa Prefectural Library

3-2-15 Hondamachi Kanazawa 920-0964 Japan TEL 076-223-9565

人 事 委 員 会

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十月三十日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第七号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則(昭和三十二年石川県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表第十警察の部警察署の項中

署長(寺井、輪島及び珠洲を除く。)	二種
署長(寺井、輪島及び珠洲に限る。)	二種
副署長(金沢中、金沢東及び白山に限る。)	三種

を

署長(能美、輪島及び珠洲を除く。)	二種
署長(能美、輪島及び珠洲に限る。)	二種
副署長(金沢中、金沢東及び白山に限る。)	三種

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第十の規定は、平成三十年十月二十二日から適用する。

公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十月三十日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第八号

公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則(平成十四年石川県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

「 公益財団法人石川県音楽文化振興事業団
別表第一中 公益財団法人石川県下水道公社
一般財団法人石川県民ふれあい公社 」

を 「 公益財団法人石川県音楽文化振興事業団
一般財団法人石川県民ふれあい公社 」
に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(1 箇月 2,350 円送料とも)

発行人 〒920-8580
印刷所 〒921-8002

石川県金沢市鞍月 1 丁目 1 番地
石川県金沢市玉鉾 4 丁目 166 番地

石 川 県
備 共 栄

TEL (076) 292-2236